

平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会

閲覧用会議資料目次

No.	資 料 名
1	第3回嬉野市政治倫理審査会次第
2	(資料1) 第2回審査会の内容確認
3	(資料2) 請求者側からの補正申入れ書について
4	(資料3) 審査会から事務局への調査依頼事項について
5	政治倫理基準の解釈について〈請求者提出資料〉
6	嬉野市政治倫理条例第4条2項「全品の授受」の解釈について 〈請求者提出資料〉
7	政治倫理審査会事務局の回答および被請求者弁明書に対する 疑問点、指摘〈請求者提出資料〉
8	準備書面(1)〈請求者提出資料〉
9	求釈明申立書〈請求者提出資料〉
10	準備書面(2)〈請求者提出資料〉
11	弁明書(5)への疑義、指摘〈請求者提出資料〉
12	市長陳述書における疑問点等〈請求者提出資料〉
13	弁明書(5)〈被請求者提出資料〉
14	訂正について〈被請求者提出資料〉
15	市ホームページに政倫審コーナーを〈請求者提出資料〉
16	鑑定意見書その2の補足〈請求者提出資料〉

平成30年度第3回嬉野市政治倫理審査会次第

日時 平成31年2月1日(金) 16:00
場所 嬉野市中央公民館 大集会室

1 開会

2 議事

- (1) 第2回審査会の内容確認 (資料1)
- (2) 請求者側からの補正申入れ書について (資料2)
- (3) 審査会から事務局への依頼事項について (資料3)
- (4) 疑義内容にかかる審議
 - 請求者からの提出資料 ①～⑧
 - 被請求者からの提出資料 ①、②
- (5) その他

3 閉会

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
会議名 (審議会等名)	平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会		
開催日時	平成31年1月21日(月) 16:00～17:15		
開催場所	嬉野市中央公民館(塩田公民館)2階 視聴覚室		
傍聴の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	31人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委 員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、 光武英文委員、瀧野美喜子委員	
	事務局	総務企画部長、総務課長、総務課副課長	
	その他		
会議の議題	別添「平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会資料」次第のとおり		
配布資料	別添「平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会資料」のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	1. 開会		
内 容	事務局より開会を行い、傍聴者からの録画・録音の許諾願いについて協議がなされた。		
審議経過	1. 開会 事務局より、開会を行った。 会長 議事に入る前に傍聴者にお願ひがある。本日の会議は公開で行っている。傍聴人におかれましては受付で配布した注意事項を必ずお守りいただくようお願いする。お守りいただけない場合には会長の方から退席を命ずる場合があるのでよろしくお願いする。 次に録画・録音の許諾願いについて取り扱う。まず前提として、今回の議事録は次回の審査会で委員の確認を取り、要約ではなく、ほぼ発言に沿った記載で公開することを予定している。議事録公開時には、その時に取り扱った資料も公開するので、会議資料等は閲覧する。それを踏まえて、録画・録音の許諾については、委員の皆様いかがか。 委員 議事録を公表するということなので、録画・録音は認めないということでもいいと思うが、どうか。 議長 他に意見はあるか。一般の傍聴の方に限るということによろしいか。マスコミではなくて。そうしたら、委員の意見をまとめると、今回も前回と同様に一般の方の録画・録音については控えさせていただきたいと思う。よろしくお願いする。		
その他	傍聴人の定員については、嬉野市政治倫理条例施行規則第5条に嬉野市議会傍聴規則の例によることと規定しており、嬉野市議会傍聴規則第2条の規定により20人としているが、会長の許可により、20人を超えた傍聴者数となった。		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事（１）第１回審査会の内容確認		
内 容	嬉野市政治倫理条例施行規則第４条第１項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。 ※別添「平成 30 年度第 2 回嬉野市政治倫理審査会資料」資料 1		
審議経過	議長	それでは早速議事を進行する。本日は委員全員の出席があるので会議は成立している。 まずは、「第１回審査会の内容確認」について、事務局から説明をお願いします。	
	事務局	前回の審査会の確認として、資料１の会議録を作成しているので、こちらをご覧いただきたい。前回は、委嘱状の交付、委員の紹介、政治倫理審査会の説明、会長・副会長の選出後、案件の付託を受けました。議事としては、１．調査請求案件の趣旨を確認し、調査開始日を平成３年１月９日と決定された。２．調査請求については、本請求が条例の趣旨に沿って適法かどうかの審議がありました。審議の結果、調査請求については審査会で調査をしていくということを決定されている。また、一人の委員から調査したい項目が述べられ、事務局へ調査依頼があっている。３．説明会開催請求については、条例の趣旨等を審議し、その結果、請求者の資格がないとして、請求は適当でないとの判断があっている。それから、調査・審議の方法としては、市長の行動が嬉野市政治倫理条例第４条の政治倫理基準に違反しているかどうか、国家公務員の政治倫理規定を指針として審議していく方針を決めていただいた。以上が前回の審査会の内容になる。議事録については、ほぼ発言内容に沿った形で作成しているのでご確認いただきたい。委員の方から議事録の修正があれば、訂正する。無ければこのままで前回取り扱った会議資料とあわせて、議事録を公開することになる。	
	議長	事務局から説明があったが、委員の皆様から意見はないか。特に意見は無いようなので、このまま議事録として公表させていただく。	
	その他		

議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事（2）請求者側からの追加資料・意見書について		
内 容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。 ※別添「平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会資料」資料2		
審議経過	議長	続いて「請求者側からの追加資料・意見書について」の議題となる。前回の会議終了の際に請求者側から審査会へ追加資料と意見書が出されたので、委員の皆様配布している。調査に係る資料として取り扱っていただければと思う。また、あわせて審査会あてに「署名の要件明確化などのお願い」と題する書面が提出されている。まずは、これについて、ご意見はないか。	
	委員	要望として受け取る形で、取り扱いについては次回以降でもいいのではないか。	
	議長	委員から発言があったが、要望としては受け取らせていただき、審査会としてどのように取り扱うにについては、次回以降に判断させていただければと思うが、何かご意見はないか。	
	委員	要望されているところで、様式等があればそれに沿って作っていただかなければいけないと思うが。	
	議長	この件については次回に持ち越しとさせていただく。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事（3）委員からの調査依頼について		
内 容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。 ※別添「平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会資料」資料3		
審議経過	議長	続いて議題3「委員からの調査依頼について」を議題とする。前回の会議で委員から調査したい事項についての発言があったので、これを事務局に審査会から依頼した。事務局からの回答を求める。	
	事務局	前回の審査会で調査依頼があったので、事務局で資料収集等を行った。資料3としてその回答をまとめているものを付けさせていただいている。ご確認いただきたいと思います。大項目のうち二つの項目については、市長からの弁明書で確認できるので、報告書の方にはその旨を記載させていただいている。	
	議長	ただいま事務局から説明があったが、委員の皆様から質問等はないか。無いようなので、今後の調査の参考とさせていただいてよろしいか。 *委員からの意見は無く、今後の調査の参考とする。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事(4) 疑義内容にかかる審議		
内 容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	議長	それではここから疑義内容にかかる審議に入る。今回の配布資料のうち、審議にかかる資料を確認する。①資料2 請求者からの追加資料、②資料3 委員から事務局への調査依頼の結果、③請求代表者補正要求書、④説明会開催請求却下取り消し要請文、⑤被請求者代理弁護士からの弁明書(2)・(3)・(4)、⑥市長弁明書への疑義・指摘、⑦関係人の陳述書における疑問点等が今回配布した資料となる。また、前回配布した資料もあわせてご覧いただきますようお願いする。 まず、説明会開催請求について、代表者の補正要求書及び説明会開催請求取消し要請が提出されているので、これを議題とする。この件について、委員のご意見をいただきたいと思うが、いかがか。これらの資料が委員のお手元に渡ったのが本日で、私は事前に少し目を通して、かいつまんで言うと、前回、説明会開催については、要件を欠くということで却下という結論を出しました。それに対して請求者側の方が議員ではなく一般の市民の方を請求代表者に差し替えるような形で、却下の決定に対する異議といいますか補正ができないかどうか、そういった要請となっている。また、それにあわせて九州大学名誉教授の斉藤先生の意見書も提出されている。	
	委員	確認であるが、代表者変更については、11条の説明会開催請求だけでなく調査請求の8条の両方を補正するということか。	
	議長	補正の趣旨によると、調査請求書、説明会開催請求書共に補正するという内容になっている。	
	委員	前回、8条についての有権者に議員も入れていいのではというこ	

	とで、調査することになったかと思う。11条に関しては、有権者と議員は明らかに要件は違うため、議員が代表者だったので、これは11条の要件を満たさないということで却下せざるをえないということであった。今回、補正があつて代表者を議員ではなく有権者に変更するということであれば、私は認めていいのではないかと思います。署名の100分の1は認められている、確認されているので代表者を変更するのであれば、11条の要件は満たすということで、補正がなされれば認めていいというのが私の意見である。 なお、8条に関しては、これは既に請求事案は認められているが、これについても代表者の変更を認めない理由はないので、代表者を変更したというのであれば、これも変更を認めていいのではないかと思います。
議長	他に意見はないか。
委員	代表者を変えられるということであれば、改めて審査請求の件についても今回2種の認定ということで認める形がいいのではないかと。代表者が議員の方で市民の方ということで承認するということでしたが、請求される側の方々も色々勉強され、調査され、変えた方がいいという結論を出されているので、変えられた段階で改めて審議した方がいいかと思う。
委員	説明会の方の署名をとられる時も議員の名前でパンフレットを作られている。資格の無い者が署名活動をして署名が集まったということであれば、それは適法に集まったのか、そこがちょっと問題点と思うが。署名をやり直すのか、それとも代表者だけを変えるのか。
委員	今、委員がおっしゃったことも考えられるが、署名は議員が代表者だから集まったと言うのではなく、この政倫審開催に関して言えば署名されているので、読み替えは可能ではないかと思う。政倫審の開催を含めた説明会開催に関する有権者の意思であるから、代表者が変わったとしても読み替えていいのではないかと思う。つまり最初の署名で今回の変更を認めてもいいのではと私は思う。全部やり直してくださいと言う必要はなく、できるだけ、ここは政倫審の開催ということになるから、手続き上の話であるから、代表者の変更を認めないという理由は無いと思う。請求された欠陥の措置がとられれば、請求として認めていいのではないかと思う。私はそう言う趣旨である。

	委員	そもそも前回の時に政倫審については議員が代表になれるのか検討をされたが、この場合には、議員と有権者の色分けがないという条文と言うことで、審査請求については、OKですよという事で結論が出たと思う。そうであれば、署名活動を改めてする必要は無いのではないかと。
	委員	署名活動が議員の立場でされるということで、これは有効か無効か考え方を聞いただけである。
	委員	九大の先生の回答書についてであるが、今後の条例の適正な運用を図るためにも補正した請求を再提出して受理すると言うことで出ているので、請求代表者を市民代表に変えられれば、それでいいのではないかと思います。
	議長	弁明書にもその事に対する反対があつて、一応、その事について私の意見を申すと、基本的には皆さんと一緒に補正を認めるべきという結論で思っている。ただ、委員から問題視があつたと思うが、こちらの資料関係から重大な瑕疵は認められないと思う。そうすると、補正については、認める方向で私自身は思っている。続けてもう一点、これも弁明書に答える形になるが、説明会というのが問責制度と言われる刑事的な措置にされた様な方を対象にする制度として使われる事が多いことから、市長側からは限定的な解釈と言いますか、そう言った政治倫理基準に反したという程度ではおかしいのではないかという事であるが、私の意見は、今回の条例の解釈として、ある程度説明会開催要件を広くとり、政治倫理基準に違反するかどうか、その疑いが要件になっているので、弁明者が言っているような限定解釈は不適當と考えている。
	委員	その件に関してであるが、斉藤先生の著書の「政治倫理条例のすべて」にも政治倫理条例の問責制度がありまして、問責自体は起訴されてもなお首長や議員に主張してもらおうと。その様な制度になっている。この条例がそういう制度かと言うと、政治倫理条例違反があれば、説明会開催となっているが、この説明会は事実上に問責なわけであり、そうすると、特に要件が無い以上、政治倫理条例に違反があつて、かつ、犯罪の起訴に匹敵するような内容である場合に限定すべきではないかなと解釈している。そうでないと、いくらでも政治的に使われることになる。少し慎重に判断していただきたいと思う。いずれにせよ、この説明会開催請求については、政治倫理条例に違反かどうかは要件にはなるので、この説明会の開催請求を

	認めるかどうか、前提としてはまずは政治倫理条例に違反があるかどうか、もしあるとすれば、その上で説明会開催をするかどうか勘案すべきと思う。
議長	他の委員からは何かご意見はないか。
委員	私も同意見である。
委員	私も同意見である。
委員	私も同意見である。
議長	委員の意見をまとめると、代表者の補正については、これは認めるということになるので、前回、説明会の開催については当委員会では却下という決定になったが、まずはこれを取り消しさせていただく。
委員	却下の取り消しではなくて、追完になるので、補正をもって新たな請求とするということではいかがか。つまり、最初の請求自体は却下されているので、これはなくなっている。その時の書面等を生かした形で、もともと有効な措置に対して請求要件が後で追完されたので、その時点で適法な申請と見なすという理屈。だから、却下を取り消すということではない。
議長	今の委員の意見についていかがか。そうすると、補正を認めて、審査会の方で今回の政治倫理基準の違反があったかどうかの認定にかかわってくるので、説明会開催の有無については、追って協議することになる。 次に、調査請求の件を議題とする。調査請求書では、市長が民間事業者と酒席をともにしたことが、政治倫理基準に違反するとして調査を求めている。この案件の審査方法については、前回の会議で、国家公務員の政治倫理規程を指針として審議していく方針を当審査会で決定した。市長の行動について、この規程に照らし合わせ、意見を述べていただくようお願いする。ざっくばらんに委員の方々から意見をお願いする。
委員	まず政治倫理条例であるが、この条例に違反しているかどうか、具体的には、事実確認を後で確認する必要があるが、東京でのホテルでの市長の会食が政治倫理条例に違反するかどうかになるが、違

反になるかどうかの基準は、嬉野市政治倫理条例の4条1項になる。審査請求書で4条1項1号の、「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と言うのが基準違反としてあげられている。ただ、これは非常に抽象的な内容であり、このことから導き出すのは難しい。この点は、斉藤先生の著書にあって、同じような内容であるが、著書の32ページに、「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことと定められています。これはやや抽象的で訓示的な規定とは言え原則的な規定です」とある。そのとおりだと思う。だから、問題は、これを具体化する禁止行為とは何なのかを明らかにした上で見ていかないといけない。そうした場合に参考になるのが、国家公務員倫理法と言う法律があり、資料としても付けてあるが、国家公務員倫理規程となる。これは、国家公務員として守るべきものとなるが、ただの倫理だけではなく、禁止行為等が規定してある。こちらが参考になると思う。この国家公務員倫理規程は、国家公務員倫理法第5条を受けて定められており、1条が倫理行動規準、この1条3号に同じような規定がある。「職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。」とある。この倫理行動規準というのは、1号から5号までであるが、この説明では、「この行動規準は職員が認識すべき行動の基準、心構えであり、具体的な行為の禁止等を規定したものではなく、いわゆる訓示規定である。」と位置付けされている。これは抽象的な理念であり、その上で具体的な禁止行為は、第3条として1号から9号まで規定されている。これは、1条の理念を受けた具体的な禁止事項となっている。この禁止行為に違反した場合は、倫理規程に違反するという判断になる。だから、懲戒の対象にもなる。その中で特に本件で問題になりそうなのが、第6号の利害関係者から供応接待を受けること。これが禁止行為として規定されている。本件の市長の行為については、具体的な違反かどうかの認定には、この基準がまずは参考になるのではないかと思う。これは国家公務員でも守るべき行為であり、市長であるならなおさらのこととなる。この利害関係者からの供応接待に当てはまるかどうか大きな争点になろうかと思う。さらに言うと、国家公務員倫理規程の5条になるが、利害関係者に該当しない場合でも、5条1項に「利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供

	与を受けてはならない。」とある。だから、まずは3条の規定にあっているかどうか、仮に3条にあたらないとしても5条にあたらないかどうかというのが、本件の争点、論点になるのではないかと理解している。
議長	これから判断していく枠組みを整理していただいたが、その整理についてご意見とかあるか。
委員	ない。
議長	そうすると、国家公務員の倫理規程、具体的に言うと3条の6号の利害関係者から供応接待を受けること。これは、禁止行為とされているが、これが市長の本件の問題となっている行為になるかどうかになる。補足で付け加えさせていただくが、利害関係者と言う要件を満たすかどうか、もう一つが、供応接待を満たすかどうか、これが事実認定として、次の問題としてあがってくるのかなと考えている。利害関係者という点、供応接待という点からして、お手元の資料から委員の意見はないか。あるいは調査が必要な点があれば、意見をお願いします。
委員	利害関係者については、国家公務員倫理規程の第2条に解釈規定があります。「この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。」とある。これが1号から10号までであるが、これも本件に関してみてきたところでは、契約に関わる話であるので7号が問題になるのではと思う。利害関係者であるが、契約に関する事務に関しては、「これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等」という規定になっており、その規定の解説が7ページ7号の考え方、利害関係者となる者の範囲として次のページにかけてア、イ、ウとあるので、当てはめが難しいところはあるが、明確になる、参考になるのではないかと思います。予習してきた観点からはその様になる。
議長	政治倫理の解釈、読み方については委員と同意見である。今回、利害関係者として問題となるのが、株式会社NACの代表者の方からのもてなしを受けているようなところがありますが、利害関係者にあたるかどうかとなります。委員の皆様、意見はないか。

委員	提出していただいた資料から推測すると、その会食の準備はKさんがされて、会場の設営とかはその代表者がされているということで、弁明書に掲げられている。これを判断すると該当しないのではないかと思う。会食の目的は、4月か5月に彼らが嬉野に来られた時に市職員2名が案内をしたお礼として会食をされたと言う事でみるのが妥当ではないか、利害関係者の供応接待とまで言えるかと言うとどうかと思う。また、利害関係者以外は繰り返しと言うがあるので、利害関係者には該当しないと私は思う。
議長	他にご意見はあるか。
委員	まず、この利害関係者に関してであるが、国家公務員倫理規程2条7号に、契約を締結している事業者とか、契約の申込みをしている事業者とか、契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者とかあり、この事業者を判定する必要がある。その事業者が利害関係者にあたるかどうか。そう言う事を明らかにしていかななくてはならないと思う。そうすると、私が読んだ限りでは、ここ（会食の席）には色々な関係者が集まられているので、会席の中に市長達が居ますが、嬉野市の職員とかも居ますが、その関係者の方が事業者というのか、そこに事業者の方がいるとすればですが、そういう事になると思う。その関係を明確にしないといけないと思う。その上で、契約をしようすることが明らかと言えるかどうかの判断、そして、これが供応接待にあたるのかどうかと言う話になってくると思う。会食の主たる経費はTさんとなっているが、これが供応接待にあたるかどうか、これも同様に検討していく必要となってくる。その事実関係を明確にする必要がある。3条6号に関しては。ついでに事実関係であるが、新たなプロジェクト、茶師プロジェクトと言うアニメ制作のプロジェクトに関わるということで酒食をされていると言う事なので、参加者が特定の事業者、参加者が果たして茶師プロジェクトなるアニメ制作に関して契約の締結をすることが明らかと言う条件があるのかどうか、そこらへんが問題になるかと思う。
議長	委員、何かあるか。
委員	業者の関係が利害関係にあたるかどうか。その関係をまず明らかにしていく必要があるのではないかと思う。それを前提として、利害関係者からの供応接待、利害関係で無かった場合、先ほど言われた利害関係者以外からの供応接待、そこを検討していかなければ

	ならないと思う。 ＊１６時５２分、委員のうち１人は別公務により退席
議長	今回の事実関係で７月９日の当日に出席予定していた者と実際に来た方がちょっとずれている。市長は来た方に入ってくるわけであるが、この資料関係で当日来た方がはっきりしていましたかね？私が読んでいた中では、まずはその事実関係も含めて、当日誰が実際に居合わせていたのか、ここも追加の調査をしていただこうかと考えている。
委員	弁明書の中では３名欠席というのが出ていたけど。
議長	元々１３名がライン上で話があり、それに当日参加された市長を加えて１４名で、３名欠席されて、１１名と私はみているが、弁明書には、ただその裏づけというそういう説明の限りであるので、具体的にどういう方々かという事が重要になってくる。
委員	参加者は市長に聞けば分かるのか？。
議長	どういう風に参加者を調査するかということであるが、市長に聞くことが１番早いかも知れないが、事務局側で今回参加された職員の方もいるので、事情聴取して特定いただければと思っている。個人情報があれば配慮して開示していただきたいと思いますと思っている。
委員	事務局で調査されるのは茶師プロジェクトなのか？。資料はあるが、どうなっているのか我々には全くわからないので、そこもわかれば調査していただければと思う。本当に具体的に案があったかどうかともお願いしたいと思う。
委員	メールの中では６月に嬉野市を再訪する際に資料を送付したという書き込みがあったが、こちらを嬉野市は受け取っているのでしょうか？。
議長	今の委員のご発言は、このプロジェクトに関するような、何か前提になる様な何かしらの具体的な提案があったと言う趣旨か？。ちなみに提案があったというのは、メール上どこで分かるか？。
委員	分かるというのが、資料３の２（調査請求資料）の３ページ後の

	の右側のところに、茶師プロジェクト関係書類のノート付きで送られているので、これで送られたのではないのかなと感じられたのではと思う。
議長	関係者のライン上に、具体的に言うと、6月23日ぐらいですか、資料をかつこ嬉野市役所向けをお送りします。と言うところで関係者のラインに送られているようだ。ただ、このラインを見る限り、市役所に送られているかどうかは分からないので、そう言う事実があるかどうか調査していただいていいか。
委員	先ほどの国家公務員倫理規程2条7号に絞って考えると、まずこの事業者がどう言う人達なのか具体的に、そこをまず確定する必要がある。さらに利害関係者であるためには、市に対して契約の申込みをしている事業者、契約を締結している事業者、ここをまず茶師プロジェクトなる計画について具体的な契約の申込みがあるのかどうか、そうすると事業者もはっきりするので。もし、それが無いとすれば、これらの契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者に当てはまるかどうか問題となってくるかと思う。市の方で事実を確認した上で、もし、その様な申込みがあれば、利害関係者かどうかはっきりする。その様な事実が無ければ、非常に難しい問題になってくるかと思う。申込みをしようとしていることが明らかと言うのをどのように把握するのかと言う問題があるかと思う。
議長	今、委員からもあったように、要件の該当性と言いましょうか、利害関係者にあたるものにいくつか段階と言いますかレベルがあり、契約しようとしている事が明らかと言うのが解釈としてこちらに載っているのが、通常人からの判断を持つてすると実施可能な状態。今回、市長からみて通常の判断からすれば、この方が契約をすることが明らかと、そう言うレベルの事実認定が必要になってくると思う。ここは主観面もかなり入ってくるので、市長から陳述書をとるなり直接お聞きするかしないといけないと考えている。
委員	私も同様である。この点は、できるだけ客観的な事実をもって契約しようとしているのかどうかの認定が必要であるが、市長の認識がいかが確認しておく必要があるかと思う。
議長	その他、追加調査項目も含めて利害関係者の認定に必要な不足していると考えられる内容はないか。追加で私ばかりの意見で恐縮で

	あるが、今回、事実関係からみていくと、市長が当日参加したいきさつと言うのが、市の職員に、ライン上では従前市長が来るのは予定されていないというのが読み取れる。ただ、実際に参加されているので、職員が市長に会合に来るように連絡したのはあり、どう言う趣旨で市長に連絡して参加を求めたのか少し気になっている。やはり、どう言ったやりとりがあったのかライン上にはないので、関係当事者でのやりとりになろうかと思うので、当該職員のその時の市長に対するやり取りというのも調査していただければと思っている。
委員	私も全く同意見である。どう言うういきさつで参加されたのか、と言うのは条例違反の認定、前提となる倫理違反の意味を持つ事になるので、よろしくお願ひしたいと思う。
委員	市長が移動する時に室長（市職員）から誘われたと弁明書にあるが、その中で電話でのやり取りと思うが、13名ぐらい参加しますと言う事と同時に誰が参加する予定になっているのかと言う事は、一応話があると思う。その中に利害関係者と言ったらあれなんです、誰が出席されるかと言う事は、市長は聞かれていたのかなと言うのは気になっていたが、どうでしょうか。
委員	市長と職員が海老名市に出張する時に同じ所に出張する時にどうして別々に行かれたのかなと一番疑問である。この資料的にみると、市長は視察が終わって帰る時に職員から連絡があり誘われたと言う事になっているが、ただ、同じ所に視察に行くのに職員と市長が別々に視察をするのは何らかの理由があったのかなと思う。そこらへんを事務局の方で別々に行った理由を調べていただきたい。それと、市長たる者が部下から誘われたぐらいで出て行くのかと、本当に参加者を知っている方が職員であるなら通常なら行かないと思う。それなら私は関係ないから行かないよと言うのが、通常考えるとそう言うことである。私は現職の時に部下に言われても、私はちょっと遠慮しますと言う様なことになるんですけど。今回の場合、ちょっと考えると事前にレクチャーができていたのではないのかと、場所だけは分からなかったのか、後から連絡したのかなと言う様な感じがとれる。普通の場合は、行かない方がいいと思うが。私自身としては。私の経験からは、顔見知りでない所には、そこまではめを外さないと言うのが普通ではないかと思う。
議長	今の話をまとめると、私も事実関係の疑問があると思っており、

	ただ、どういう風な調査をするのかと言うのがある。ある程度客観的なものとして考えられるのが、東京出張中の当該職員と市長の当日のタイムスケジュールが必要かと思う。できれば、当日だけでなくその前後数日。出張という一つのくくりで考えた時にどの様に行動をとっていたのかと言うところを教えてください。それから、どういうやり取りがあったのか客観的に分かるのはなかなか難しいのは正直あると思うが、今の気になっている疑問点を把握するには、市長に直接聞く、職員に聞く、場合によっては陳述書でいいのかどうか、そのあたりご意見はあるか。
委員	順番としては、まずは陳述書を出してもらって、それでどこまで事実関係が把握できるのか、それで、疑問点がある場合に来ていただく方がはっきりすると思う。ですから、いずれにせよ両方必要になってくる可能性が高くなると思うが、陳述書は出していただく必要があると思うので、こういう事について聞きたい、これについて、文書で簡潔に応答をお願いしたい。できれば、それを裏付ける資料を含めて出していただきたい。さらにスケジュールもそうである。その上で必要があれば、市長、職員も含めた話も必要になってくるのではないかと思う。なお、この際一つはっきりしておく必要があるのは、これはあくまでも市長の行為が政治倫理条例に違反しているかどうかの話で、住民監査請求等の資料が出されているが、本件と全く関わりが無いわけではないが、そのことと今回の当該行為が違法であるかどうかの問題とは別の話となるので、職員に関しての倫理に関することについては、別途任命権者の方で考えていただきたい。ここはあくまでも当本条例に関する限りでの資料を整理しなくてはいけない。そうでないと、とても60日以内に整理できない状況で、できる限り資料を提出していただくことは客観的に吟味する上では重要な事と思うが、管理性も吟味しながらやっていく必要があるのではないかと思う。
議長	今の委員からのご指摘は同感である。まずは陳述書を出していただく、その内容については、今日のやり取りを事務局の方でポイントを絞っていただき、対象者の方でこういう事は言っておきたい事も含めて陳述書を出していただきたい。そして、必要に応じて、本人に来ていただくかどうかとも決めるといった段取りでよい。事務局の方にはいくつかの調査依頼があったが、ある程度項目立てしていただいて私の方で確認して事務局に調査を依頼したいと思うが、よろしいか。 今回議論した点について何か補足や調査事項で必要なものはある

		か。
	委員	これまで出てきたところを確認していくのが次のステップの前提になると思うので、事務局に確認する点、よろしくお願いします。
	議長	そうすると、調査の結果を踏まえて陳述していただくということでしょうか。
	委員	資料については、事務局は大変だと思うが、できるだけ早く委員に送付していただき、次の委員会までにある程度読み込んで来た上で進めていく必要があるかなと思う。
	議長	今回、請求者側から、あるいは市長側から弁明と言う形で様々な資料をいただいているが、基本的には関係性が強いかわいいはこちらで判断するし、ひととおり出していただくことは役に立つと考えている。ただ、さみだれ式に出ており、会長に直接送付していただいたり、あるいは事務局にと、私には分からない。他の委員にどの様に配布していいのかと言う問題もあるので、大変申し訳ないが、ある程度提出の時期を区切らせていただき、窓口についても市の事務局に出していただく。事務局から委員に配布する時間もあるので、審査会開催の3日前まで出していただいたものについては、できるだけ、審査会を踏まえて、ただ、時間的制限もありまして、お約束はできないが、3日前までとしていただきたい。直前に出されたものについては、直近の審査会では反映できない可能性があるのも、その点は私の方から要望としてお願いしたいと思う。よろしくお願いします。 それでは、本日の審議について特に無いようでしたら、今日の審議はこれで終わらせていただきたいと思います。 最後に事務局から本日のまとめ、報告事項等があったらよろしくお願いします。
	事務局	本日の会議ありがとうございました。最初の方では請求代表者の補正が出ておりましたが、これは認めるということになりました。それから、調査請求に関しては、色々な事務局への調査依頼事項がありました。事務局で調査するもの、市長への陳述書を要求するものなどがありましたので、それについては、整理をさせていただいて、会長にご確認いたたいて取り扱うことで決めていただいたと思う。次回についても審査を引き続き行っていただくことになるかと思う。

	議長	それでは、よろしくお願いします。その他、委員の方から何かあるか。事務局から次回日程をよろしいか。
	事務局	次回の審査会の日程ですが、2月1日金曜日の午後で開催しようと考えているが、委員さんのご都合はいかがでしょうか。それでは、次回は2月1日金曜日の午後で開催したいと思う。開催場所と時間については、後日連絡させていただきますので、よろしくお願いします。
	議長	それでは本日の審議はこれで全て終了する。ご協力ありがとうございました。
その他		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	4. 開会		
内 容	事務局より開会を行った。		
審議経過	事務局	本日は、長時間にわたり慎重審議を行っていただきありがとうございました。先ほどありました調査事項等について事務局に指示があったものについては、整理をして手続きを行わせていただきたいと思います。 本日は、お忙しい中にご出席いただきありがとうございました。	
その他			

平成31年1月24日

嬉野市長 村上大祐 様

嬉野市政治倫理審査会会長 吉田一穂 様

補正申入れ書

宮崎 誠一



「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎 誠一



弁護士 藤 敷 貴 治

〒849-1426



嬉野市塩田町五町田乙3328-2

電話 0954-68-0745

Fax 0954-68-0876

平成30年12月26日付で提出した政治倫理審査調査請求書、及び説明会開催請求書の請求代表者を下記のように補正する。

記

1 調査請求書

(旧)

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(新)

住所 [REDACTED]

氏名 宮崎 誠一



2 説明会開催請求書

(旧)

住所

氏名

(新)

住所

氏名 宮崎 誠一

以上

調 査 請 求 書

平成30年12月26日

嬉野市政治倫理審査会会長 様
(市長経由)

請求代表者
住所

氏名

宮崎 誠一

嬉野市政治倫理条例第8条の規定に基づき、選挙権を有する者916人の署名を添えて次のとおり調査を請求します。

1 調査請求の対象者

職名 嬉野市長
氏名 村上大祐

2 疑義の内容(1,000字以内)

村上市長は東京出張中だった平成30年7月9日夜、うれしの茶を題材にしたアニメ制作を企画する関係者からの招待を受け、市建設・新幹線課の[]、同室の[]主査と会員制ホテル「東京ベイクート倶楽部」で酒食をともにした。政治倫理条例第4条(1)「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に抵触する。同(2)「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと」にも一部抵触する。市長は自身のフェイスブックで10月4日に「アニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をしたものですが(中略)当方としても応分の負担をしています」と主張したが、市民に対し根拠を示した上での公式な説明を一切行っていない。

説明会開催請求書

平成30年12月26日

嬉野市政治倫理審査会会長 様
(嬉野市長経由)

請求代表者

住所

氏名

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Signature]
[Redacted]

嬉野市政治倫理条例第11条の規定に基づき、選挙権を有する者
添えて次のとおり調査を請求します。

人の署名を

1 調査請求の対象者

職名 嬉野市長

氏名 村上大祐

2 疑義の内容(1,000字以内)

村上市長は東京出張中だった平成30年7月9日夜、うれしの茶を題材にしたアニメ制作を企画する関係者からの招待を受け、市建設・新幹線課の[Redacted]、同室の[Redacted]主査と会員制ホテル「東京ベイコート倶楽部」で酒食をともにした。政治倫理条例第4条(1)「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に抵触する。同(2)「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと」にも一部抵触する。市長は自身のフェイスブックで10月4日に「アニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をしたものですが(中略)当方としても応分の負担をしています」と主張したが、市民に対し根拠を示した上での公式な説明を一切行っていない。

委 任 状

私は 佐賀市中央本町1番10号
ニュー寺元ビル3階 弁護士 東 島 浩 幸
嬉野市塩田町五町田乙3328-2
杵藤法律事務所 弁護士 藤 敷 貴 治
(住所) (氏名)

を代理人と定め下記の事項を委任します。

委 任 事 項

1. 嬉野市政治倫理条例に基づく請求及び同手続並びにこれら
に關する一切の件。

2.

3.

上記の事項について委任します。

平成31年1月15日

委任者 住所

氏名

原山崎誠一



第2回政治倫理審査会で審査会より事務局へ依頼があった事項

- 1 7月9日に東京ベイコート倶楽部で会食を行ったメンバー
また、このうち市と契約関係にある事業者
- 2 茶師プロジェクトLINEグループメンバー
また、このうち市と契約関係にある事業者
- 3 市は茶師プロジェクトと関係する計画があるのか。プロジェクトから市へ提案が
っているのか。
- 4 市長と同席した職員2名の陳述書を提出してほしい
(移動日等も含めてスケジュールに沿った形で作成してほしい)
 - ① 市長は職員から呼びかけがあつて当日の席に出席しているが、どういう趣旨で参加
するようになったのか。どういうやり取りで参加するようになったのか。職員からの
誘いを断らなかった理由など。
 - ② 市長はだれが参加するのか知っていたのか。
 - ③ その他この会食に関して同席した職員の陳述書を提出してほしい。
- 5 同じ目的の出張に市長と職員が別の行程で行動しているので、市長と職員のタイムス
ケジュールを示してほしい。
- 6 嬉野市職員の倫理規定は存在するのか。

第2回政治倫理審査会で審査会より事務局へ依頼があった事項への回答

- 1 7月9日に東京ベイコート倶楽部で会食を行ったメンバー

また、このうち市と契約関係にある事業者

【一覧表のとおり】

- 2 茶師プロジェクトLINEグループメンバー

また、このうち市と契約関係にある事業者

【一覧表のとおり】

- 3 市は茶師プロジェクトと関係する計画があるのか。プロジェクトから市へ提案が
っているのか。

【市と茶師プロジェクトとが関係する計画はありません。また、市への提案は何もあ
っていません。】

- 4 市長と同席した職員2名の陳述書を提出してほしい

(移動日等も含めてスケジュールに沿った形で作成してほしい)

- ① 市長は職員から呼びかけがあつて当日の席に出席しているが、どういう趣旨で参加
するようになったのか。どういうやり取りで参加するようになったのか。職員からの
誘いを断らなかった理由など。
② 市長はだれが参加するのか知っていたのか。
③ その他この会食に関して同席した職員の陳述書を提出してほしい。

【3人の陳述書を添付しています。】

- 5 同じ目的の出張に市長と職員が別の行程で行動しているので、市長と職員のタイムス
ケジュールを示してほしい。

【7月9日～11日の行動表を添付】

- 6 嬉野市職員の倫理規定は存在するのか。

【ありません】

- 1 7月9日に東京ベイコート倶楽部で会食を行ったメンバー
また、このうち市と契約関係にある事業者

	氏名	肩書等	市との契約関係
1	■■■■■	株式会社 NAC 代表取締役社長	
2	■■■■■	株式会社ハイド 代表取締役社長	
3	■■■■■	株式会社ハイド コーディネーター	
4	■■■■■	天狗株式会社 天狗工房 代表取締役	
5	■■■■■	漫画家	
6	■■■■■	NPO 法人 Learning for All 勤務	
7	■■■■■	一般社団法人プロフェッショナル顧問 協会 理事長	
8	■■■■■	株式会社嬉野創生機構 代表取締役 株式会社ハイブリッドファクトリー 代表取締役社長	[平成29年度] ・嬉野温泉駅周辺コンセプト作成(1工区)業務 ・嬉野温泉駅周辺コンセプト作成(2工区)業務 ・嬉野温泉駅周辺景観ガイドライン策定業務 ・うれしのまちづくりコンセプト絵巻策定業務 ・移住者向けガイドブック印刷作成業務
9	村上大祐	嬉野市長	
10	■■■■■	建設・新幹線課副課長	
11	■■■■■	建設・新幹線課主査	

2 茶師プロジェクトLINEグループメンバー
また、このうち市と契約関係にある事業者

グループを編集

 茶師プロジェクト

メンバー (12) 招待中 (1)

🔍 名前で検索

		×
		×
		×
		×
		×
		×
		×
		×
		×
		×
		×
		×

トーク 友だちを招待

このメンバーの中の氏は株式会社嬉野創生機構の代表取締役であり、平成29年度に会社と市で5つの契約業務があります。

















陳 述 書

1 平成30年7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食の経緯とこれに参加した動機について、以下ご説明を致します。

2 私は、平成30年7月10日に温泉所在都市会議、ローマ教皇庁大使館訪問、翌11日に九州新幹線長崎ルートの要望活動、総務省との意見交換のため、東京出張を予定しておりました。

この出張の直前、市職員の[]氏から、神奈川県海老名市の「セグウェイジャパン」への視察の日程が7月9日に決まった、という連絡が入り、急遽、予定を早め、東京出張が決定しました。これは、以前から、[]氏が新幹線関連のまちづくり視察の一環として、同社へ訪問を打診していたものです。

そこで、私は、7月9日早朝に上京し、午後1時頃、[]氏と（同じく市職員の）[]氏ともにセグウェイジャパンを訪問しました。同社の社長や幹部の方々とセグウェイの観光利用について意見交換をし、実際に私たちも試乗体験をしました。

3 午後4時頃に視察を終え、車での移動中、[]氏から「私たちはこれから、（嬉野市出身者である）[]さんも参加する懇親会に向かいますが、市長も参加しませんか。」との誘いを受けました。そこで、私が「どんな人たちの集まりですか。」と尋ねたところ、「ゲーム、プロレスラー、漫画家の[]さんなどいろんな業界の方々が嬉野にも興味をもって頂いている面々が参加する予定です。」という答えでした。持ち寄りの懇親会ということで、[]氏は「東一」を持っていました。

私は、漠然とですが、ホテル内の小さな宴会ができるような部屋やオープンスペースなどを借りて行う、立食形式の懇親会で、参加者の前で挨拶をし、ざっくばらんな会話をするようなスタイルをイメージしていたので、[]さんのような著名な方たちに嬉野市をPRする絶好の機会と思い、参加することにしました。

■氏にホテルの名称を聞くと、「東京ベイコート倶楽部」と告げられました。

- 4 ■氏らとは、一旦別れ、午後5時頃、宿泊予定の六本木のホテルにチェックインしました。そして、嬉野茶の袋6点をバッグから取り出し、会場に持参することにしました。私は、出張の際には、嬉野市のPRのためになればと、嬉野茶の袋を携行し、名刺代わりに渡すようにしています。もらった人は、大変喜んでくれます。公式の訪問の際などには、市の茶業研修施設で製造した嬉野茶を渡しています。ただ、長期出張や訪問先が多いときには、どうしても市で用意したお茶では足りなくなるので、市内のお茶屋さんから個人的に購入・取得したお茶を持って行くようにしています。今回、会食に持参した嬉野茶は、証言を頂いた3店舗で購入、取得したもので間違いありません。調査の結果、他のお店から購入した分もありましたが、購入の時期や銘柄からみて、今回持参した分とは異なります。これらは、市の予算ではなく、個人的に購入・取得したもののなので、領収書は発行してもらっていません。なお、同日の「セグウェイジャパン」訪問には、市の茶業研修施設で製造した嬉野茶を渡しています。持参した手土産について、1円たりとも公費を支出していないと断言できます。

- 5 午後6時頃、六本木のホテルを出発し、グーグルマップで交通手段を調べ、1人で地下鉄と電車を乗り継ぎ、会場の最寄り駅で降車しました。駅を出て、直ぐに■氏に連絡をしましたが、電話がなかなか繋がらず、どうやって会場に入ればいいのか、途方に暮れましたが、ようやくメッセージで連絡がとれ、部屋番号と「■さんから招待されました」ということをエントランスで告げるよう、教わりました。ここで初めて、会場がホテルの個室であることが分かりました。
- 6 午後7時頃、会場に到着すると、■氏、■氏その他、■氏、■氏、■氏が当初から参加していました。職員のほかはいずれもこの日が初対面でした。会場には、参加者が持参した、つまみ、日本酒、ワイン、シャンパン、酎ハイ、ビール、ペットボトルのお茶がありました。テーブルには、主催者が注文したと思われるオードブルが並べられていました。

- 7 参加者との話題は、自己紹介、仕事、野球、ユーチューブ、出版物、観光、当日視察したセグウェイの話です。今回、問題となっているようなアニメ制作の話は出ていません。

遅れて合流した人気漫画家の[]氏とは、私が[]氏の著作である「GTO」のファンだったこともあり、漫画のキャラクターやストーリーのことで盛り上がりました。[]氏とは、「妖怪ウォッチ」のスマホゲームの制作に関わっている方だと紹介を受け、ゲーム業界や制作の裏話などを聞きました。また、[]氏は、人気ユーチューバーが所属する会社の顧問を務めている方で、少しの間でしたが、ユーチューバーのマネジメントの話やコンサルティング業務など貴重な話を聞き、ユーチューバーの地域おこしについて私から質問をすることができました。また、[]氏からは、著作の進呈を受けました。

- 8 私は、最初から参加している3名の他、後に参加した方のうち、3名にも嬉野茶を渡したので、渡した嬉野茶は全部で6点だと記憶しています。金額の合計は9320円となります。証拠は、弁明書(5)とともに既に提出しています。先に述べたとおり、個人的に購入したお茶は、他にもありますが、購入時期から考えると、市内の3店舗のお茶屋さんから購入、取得した6点で間違いありません。

会場では、各自が食べ物を自分で取り皿に取り分け、参加者が持ち寄ったお酒を飲んでいました。私をはじめ、参加者は食べ物にはあまり手を付けていなかったと思います。そして、会は午後11時には解散したので、ホテルを退去し、宿泊先に戻りました。

- 9 最後に、今回、私が会食に参加したのは、発信力のある著名な方々に嬉野のことを好きになってもらい、多くの人たちに嬉野のことをPRできればよいと純粋に思ったことと、参加者らの話を聞くことで私自身も知識と見聞を広め、将来何らかの形で市政に反映できれば良いと思ったからです。また、嬉野に関心があるということだったので、嬉野のことについてお話ができればよいと思ったからです。参加代としては、持ち寄りの立食形式をイメージし、参加者のみなさんとざ

つくばらんな会話をする程度だと認識していましたので、個人的に購入した嬉野茶を持参すれば、問題はないと考えておりました。なお、当時、私は、参加者の一部の人たちがアニメ制作を企画しており、嬉野市に予算をとまうような提案をする予定があるとは全く聞いていません。もし、このような認識があったのであれば、絶対に参加していません。

以上、間違いありません。

平成31年1月29日

氏名

村上大祐



陳 述 書

1 経歴

私は、[]といい、昭和[]年[]月[]日生まれの[]歳です。

現在、嬉野市役所 総務企画部 []に勤務しています。

平成30年の7月は、産業建設部 建設・新幹線課に在籍しておりました。

2 会食について

[]さんや[]さんらとの出会いは、平成29年5月でした。[]氏が、嬉野市の発展のために各方面で活躍している方々14人を嬉野に招待してくれたので、私も一緒にアテンド及び食事会にも参加したのですが、その時に一緒に来られていたのが[]さんや[]さんでした。[]さんは、当時[]さんの部下であり、また嬉野出身で私の同級生の妹ということで思い出話も出来ました。[]さんや[]さんは、嬉野のことを理解し、大変気に入ってくださいましたので、私は、嬉野のまちづくりや発展のためには大切な理解者・協力者であると考え、その後も連絡を取り合い、平成29年8月に東京下北沢で行った嬉野茶のイベントにも顔を出していただきました。その後も[]さんは1度、[]さんは2度嬉野にいろいろな職種の方々を連れてきていただきました。私はその度に同行アテンドし交友を深めてきました。平成29年6月24、25日に[]さん[]さん[]さんの3人で嬉野に来られた時には、「セグウェイジャパンの[]会長を知ってるので紹介できます。一緒に視察しませんか？」とお誘いを受けました。

嬉野市としても次世代モビリティについて興味がありましたので、私は「是非繋いでほしい。」とお願いしました。東京に帰られる6月25日に、[]さんが先方に連絡を取られ、「7月9,11,12日あたりでご都合いかがでしょうか？お時間は合わせます。」と私宛に連絡がありましたので、私は「調整してまた連絡します。」と返信しました。その後私は、上司に確認をとり[]さんに対し、6月26日に、7月9日[]主査と2名とセグウェイジャパンの[]会長との面談のセッティングをお願いしました。その後私が市長へ、セグウェイの視察に行くと報告したところ、市長は、自分も参加したいとのことだったので、私は、7月3日に[]さんへ同行者の追加をお願いしました。

このような中で、東京ベイコートでの食事会が行われるようになったのです。つまり、前述のとおり、既に交友を深めていた[]さんや[]さん達が、私達がセグウェイジャパンの[]社長との面談のために上京することになったので、せっかく東京に来るのだから、これまで嬉野に来られた方々に声をかけて食事会を計画してくれたのです。私は、当日セグウェイの視察の帰りに市長に対し食事会へのお誘いをしました。会場や食事は、先方が準備し、それぞれ飲み物を持

ち寄るという形の会合でした。私は、[]主査と共に、嬉野の地酒を2本持参して提供しましたが、皆さんから大変喜ばれました。

19時開始ということでしたが、時間に来られたのは[]さん[]さん[]さんだけで、[]さんはこの後用事があるということで挨拶のみで帰られました。その後[]さんが合流され、食事会がスタートしました。22時過ぎ、私は、その場を盛り上げるために、浴室に行き泡を発生させた中に入りました。当初[]主査にその指示を出しましたが「さすがに初対面なので[]さんお願いします。」と言われ私が行いました。その場の皆さんが盛り上がり、他の方が空のボトルとグラス（中身は日本酒）を持ってきてふざけあって写真をとられました。その後バスローブを着せられ写真をとられました。[]さんが写真を加工し、皆さんに見せ、盛り上がりました。これらのことは、みなさん嬉野に来られて嬉野を理解し、嬉野の発展に協力してくれている仲間として交友を深めていた間柄であったため、いわば仲間内の懇親会のようなもので、他意もなく、お酒を持ち寄って「部屋呑み」し、多少ふざけあっていたという性質のものだったのです。

[]さん[]さんは22時過ぎ、[]さんは22:30頃合流されました。23時前に[]さんが参加され神戸のお土産を戴きました。23時時過ぎには散会となり皆さん帰られました。私と[]は、翌日は、渋谷での打合せ業務を行った後、嬉野に戻りました。

このように、東京ベイコートでの食事会は、上記のとおり、これまで嬉野に足を運んでくれて、嬉野を良く理解し、協力いただける方々との間で、いわば仲間内の懇親会という趣旨でお酒を持ち寄り、懇談したというものでした。当日は皆さん先日の九州豪雨のことを心配され、私が撮った被害の写真や動画を見せて説明を行ったりはしましたが、それ以外に、アニメ制作の話などは全くなく、単に交友を深める場であり、私が市長とまちづくり担当の[]主査を参加者の皆さんに紹介した仲間うちの懇親会でした。

以上、間違いありません。

平成31年 / 月 25日

氏 名

[]

陳 述 書

嬉野市政治倫理審査会会長から依頼があった陳述書について、下記のとおり提出します。

1 経歴

昭和 年 月 生まれ (歳)

嬉野市役所勤務

平成 年 月 日から建設・新幹線課に配属され、現在に至る

2 会食について

参加者については、副課長の友人であるとの説明を受け、業務の発注等もないため、特に利害関係者でもなく、本会食については個人的な飲み会という認識でした。面識については三人のみ一度お会いしている程度で、その他の方とは初対面でした。

飲み物については、各自持参するというものであったため、副課長と私の分として、嬉野町内の店舗で地酒を二本購入し持参しました。他の参加者もワイン・シャンパン・ビールなど多様な飲み物を持参され、ホテルに設置されているドリンクには一切手をつけませんでした。食べ物については、おそらくではありますが、氏が用意いただいたものをいただきましたが、半分程度は残っていたと思います。

写真については、参加者から風呂の話しが上がり、副課長に入浴するように話が振られましたので、本意ではなかったと思いますが、場を盛り上げるために対応されていたように思います。

会食中の会話の内容については、個人、仕事、当日の視察内容などでした。また、嬉野市にかかわらず地方のまちづくりに関しての進め方、考え方など嬉野市の発展に非常に参考となる話はありませんでしたが、いずれも事業に関する具体的な提案ではなく、広く一般的なものでした。

以上、間違いありません。

平成31年1月25日

5 同じ目的の出張に市長と職員が別の行程で行動しているので、市長と職員のタイムスケジュールを示してほしい。

平成30年7月9日(月)から7月11日(水)の市長及び職員のタイムスケジュール

7/9(月)	市 長 ・ 8 : 30 長崎空港から羽田空港に移動 ANA662 羽田空港で職員らと合流 ・ (13:00 頃～16:00 頃) セグウェイジャパンを視察、意見交換 終了後、六本木のホテルに移動 ・ 午後 5 時頃 ホテルレム六本木にチェックイン ・ 18:00 頃 六本木のホテルを出発し、電車で東京ベイコート倶楽部に移動 ・ 19 : 00 頃 会場に到着し、会食 23:00 頃 会場を離れ、電車で六本木の宿泊先に向かった。	市 長 ・ 9 : 30 長崎空港から羽田空港に移動 ANA3734 羽田空港にて村上市長、 さん、さんと合流 ・ 羽田空港から SEGWEY BASE (神奈川県海老名市海老名駅前) へ移動 ・ SEGWEY BASE の概要説明後に試乗。 試乗後、セグウェイジャパン (14:00～16:00) 株式会社代表取締役会長 氏、管理部カスタマーサポートマネージャー 氏等と事業内容について打合せを行う ・ SEGWEY BASE から東京ベイコート倶楽部に移動 ・ ホテルの 1 室で会食 参加者の滞在時間は長短あるが、11人のメンバーが参加(19:00～23:00)
7/10(火)	・ 14:15 都市センター会館で温泉所在都市協議会総会 ・ 16:15 ローマ教皇庁訪問 ・ ホテルレム六本木に宿泊	・ 東京ベイコート倶楽部から VREX 渋谷宮益坂店に移動 ・ 14:00～16:00 (VREX 渋谷宮益店フードプロデューサー)、 (株式会社ワンダーコーポレーションプロデューサー) 等と事業概要説明等の打合せ後、VR 等の体験を行う。その後、同店において (株式会社タカラッシュ営業チームシニアセールス) と事業概要説明等の打合せを行う。 ・ 19 : 15 羽田空港から長崎空港に移動 ANA669
7/11(水)	・ 9:00 九州新幹線西九州ルート沿線 5 市合同要望活動で関係省庁訪問 ・ 全国都市会館で総務省三役と市町村長の意見交換会(豪雨のため中止) ・ 19 : 15 羽田空港から長崎空港に移動 ANA669	